

2014 (平成26) 年度  
京都市多文化施策審議会 報告書

京都市多文化施策審議会  
2015年 (平成27年) 3月

# 目次

|    |                                |    |
|----|--------------------------------|----|
| I  | 京都市への提言                        | 1  |
| 1  | 日本語学習への支援と活動者への理解について          | 2  |
| 2  | 多文化を理解する能力向上と多文化共生を広める人材育成について | 4  |
| 3  | 多文化共生活動に係る活動拠点の機能強化と設置について     | 6  |
| II | 資料                             | 9  |
| 1  | 2014（平成26）年度会議について             | 10 |
| 2  | 2013（平成25）年度提言を受けての京都市の取組      | 12 |
| 3  | 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数          | 15 |
|    | 京都市多文化施策審議会 委員                 | 17 |
|    | 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例         | 18 |
|    | 附属機関の適正な運営を図るための関係条例の整備等に関する条例 | 20 |
|    | 京都市多文化施策審議会規則                  | 21 |

# I きょう と し 京都市ていげんへの提言

# 1 日本語学習への支援と活動者への理解について

## 【提 言】

- 1-1: 日本語学習をする子どもたちの文化的背景などを踏まえた、適切な支援や取組を充実させること
- 1-2: 日本語学習者をサポートする活動者が行っている活動内容の重要性を理解し、活動しやすいよう環境整備を進めること

## 【現状・課題】

京都市には、大学関係者の子どもや中国帰国児童生徒、介護職等に従事するフィリピン人保護者とともに来日した子どもなど、様々な国の児童生徒が居住している。京都市では、これまでから日本語指導が必要な児童生徒に対し、教員やボランティアを一定数確保して日本語指導や母語による適応指導等の取組を行ってきた。また、2013（平成25）年度からは、日本語指導担当の指導主事を配置し、体制の強化を図っている。

2014（平成26）年1月に学校教育法施行規則が一部改正され、「特別の教育課程」による日本語指導を教育課程内（授業時間中に抽出）で行えるようになった。

このことを受け、京都市では、2014（平成26）年4月から教員免許状を有する日本語指導担当教員を拠点校に配置し、少数在籍校においても当該担当教員が巡回して指導にあたる制度をすみやかに開始している。また、母語による支援のほか、「特別の教育課程」による日本語指導終了後は、引き続き放課後に、日本語指導ボランティアによる日本語指導を必要に応じて行っている。

さらに、来日した保護者に対しては、日本の社会制度をはじめ、子どもの教育制度を知り、理解することが難しい場合もあるため、学校に通訳ボランティアを派遣し、日本の学校教育や当該校での学校生活等について説明し、保護者の理解を促す取組を行っている。

このような学校での取組を補完するものとして、京都教育大学の学生が参加するプロジェクトである「たけのこ会（※）」による学習支援や、（公財）京都市国際交

流協会が実施する「koko Kids (※)」などの取組のほか、「フィリピン系の子どもたちと学ぶ会 (※)」などの民間支援グループによる学習支援や通訳を通じた保護者支援など、極めて重要な取組が行われている。

今後、更なる支援の輪や質の向上を図るためには、当事者が来日した背景や日本文化との違いからくる困りごとの理解まで、幅広く受け止めた上での支援を進めていく必要がある。

また、日本語学習のサポートや通訳として、ボランティアの方々の活動が大きな役割を果たしているが、時間的、体力的、精神的、経済的な負担を感じている方も少なくない。このため、活動を依頼する側にとっては、学校において教職員が活動者への理解や連携を一層深めるとともに、関係機関とも連携し、様々な負担の軽減に努めるなど、ボランティアが活動しやすい環境の整備に努める必要がある。

中学校卒業後の進路については、京都市では「多言語進路ガイダンス」によって、多言語による進路相談や先輩との交流会などを設け情報提供を行っている。

また、公立高校入学者選抜においても、これまでから検査時間の延長や学力検査問題に振り仮名を付すなど、日本語指導が必要な生徒等に対する学力検査上の配慮が行われているが、今後、日本語指導が必要な生徒等の進路希望などの実態や全国的な選抜制度の状況も踏まえ、京都府教育委員会と連携して、更なる充実について検討することが求められる。

※たけのこ会…京都教育大学の学生グループ「帰国渡日児童生徒つながる会」(国際結婚家庭の子どもや 在日外国人、帰国児童生徒など、京都に暮らす外国につながる児童生徒を対象に活動を行っている)が、フィリピン人団体パグアサとともに、主にフィリピンにルーツをもつ子ども達の学習を支援する活動を行っている。

※ koko Kids…2014 (平成26)年度から(公財)京都市国際交流協会が、外国に文化的背景をもつ子ども(6歳~15歳)への学習サポート及びその保護者向け子育てのための日本語コミュニケーション支援に重点をおいた活動を実施している。

※フィリピン系の子どもたちと学ぶ会…様々な理由から保護者とともに来日したフィリピン系の子どもたちに対し、学習支援、母語での適応支援、及び保護者のサポートを行っている団体。

## 2 多文化を理解する能力向上と多文化共生を広める人材育成について

### 【提 言】

2-1: 多文化を理解するための様々な機会の創出を行うこと

2-2: 幅広い層を視野に入れ、多文化共生を広める人材育成を長期的に行うこと

### 【現状・課題】

2012（平成24）年度に実施した「市政総合アンケート「京都市の国際化」」（※）の結果では「外国籍市民への期待」は、全ての項目で交流経験があるグループの方が高かったという結果が出ている。また、「海外旅行」「外国人との交流イベント、国際セミナーなどへの参加」の経験がある人の方が「外国籍市民の増加により、コミュニケーションの必要性が高まり、地域のつながりが強まる」と考える回答が多かった。京都市では、（公財）京都市国際交流協会による京都市内の小中学校へ留学生を派遣する事業（PICNIK）を行い、小中学校において多文化理解を推進する取組を行っている。更に登録されているボランティアの資質向上やボランティア間の交流や連携強化を目的として「kokoka ボランティア人材育成事業」を実施している。また、京都市伏見青少年活動センターでは多文化共生を活動テーマに、異文化交流「サラダボウルプロジェクト」、「国際交流カフェ」など様々な取組を行っている。今後、多文化理解を更に進めるとともに、多文化共生を進める人材を育成するためにも、こうした活動をより推進していくとともに、活動機会の拡大や参加者数の増加につながるよう活動を進めていく必要がある。

グループや地域など広い範囲で活動する場合には、リーダーとして中心になって活動を進めていく存在が必要であり、こうした方の人材育成も必要である。

また、多文化共生に関する取組の必要性を感じていない方々にとっても、学習の機会をえることは必要であり、取組を進めたいと考えている人材・資源と必要に感じている方々とを連携させていくことは有益である。

多文化を理解する機会に触れることは極めて重要であり、小学生から仕事を退職された方まで、学校から職場や地域など、あらゆる場所で多文化について考える機

かい ていきょう ひつよう  
会を提供することが必要である。

しょうちゅうがっこう たぶんか かん とりくみ すいしん さまざま こくせき たよう ぶんか てき  
小中学校での多文化に関する取組の推進については、様々な国籍や多様な文化的  
はいけい じどう せいと かよ がっこう ひつようせい とりくみ せっきょくてき すす  
背景のある児童・生徒が通う学校ではその必要性から、取組を積極的に進めやすいが、  
じどう せいと ざいせき がっこう とりくみ すす むづか ばあい  
そのような児童・生徒が在籍しない学校では取組を進めることが難しい場合もある。  
じょうきょう りかい かぎ がっこう おお がっこう とりくみ すす  
そうした状況を理解し、限られた学校だけではなくより多くの学校で取組を進めら  
れるようサポートを行っていく必要がある。

いっぼう かつどう おこな せっきょくてき たぶんか きょうせい と く じんざい  
一方、ボランティア活動を行うなど、積極的に多文化共生に取り組んでいる人材  
しょうらいきょういん めざ だいがくせい しゅふ しゅふ しごと いんたい かたがた おお  
については、将来教員を目指す大学生や主婦（主夫）、仕事を引退された方々が多く  
み う ひろ そう かた たぶんか きょうせい とりくみ さんか  
見受けられる。しかし、より広い層の方へ多文化共生の取組に参加してもらうため  
そう しゃいかつどう あ かつどう きかい かつどう ばしょ そうしゅつ なが め み  
には、それぞれの層の社会活動に合った活動機会や活動場所の創出、長い目で見た  
じんざい いくせい いしき ひつよう  
人材育成の意識が必要である。

だいがくせい きょういんようせい かに がくせい かつどう さんか きかい おお  
大学生については、教員養成課程の学生はボランティア活動に参加する機会が多  
きょういんようせい かに がくせい かつどう きかい つく ひつよう しょう  
くあるが、教員養成課程ではない学生にも活動の機会を作ることが必要であり、将  
らい わた たぶんか きょうせい かか そう たぶんか きょうせい りかい ひろ そう  
来にも渡って多文化共生に関わってもらいたい層、多文化共生の理解を広げたい層  
きかい そうしゅつ かつどう ばしょ ていきょう ひつよう だいがくせい  
などそれぞれにふさわしい機会の創出や活動場所の提供が必要である。大学生につ  
しゅうしよく そつぎょう きかい かつどう はな かた ぐたいてき かつどう  
いては、就職や卒業を機会に活動から離れてしまう方もいるが、具体的な活動をさ  
がくせい じ だい つちか しゃかいせいかつ ほつき いただ ゆうえき  
れなくても学生時代に培ったものを社会生活において発揮して頂くことは有益であ  
そう いくせい いっそうすいしん ひつよう  
り、こうした層の育成も一層推進する必要はある。

しせいそうごう きょうとし こくさいか  
※ 市政総合アンケート「京都市の国際化」

へいせい ねん がつ にち どうねん がつ にちじっし ちようさたいしやう さいいじやう しみん にん ゆう  
2013（平成25）年1月17日～同年1月31日実施。調査対象は20歳以上の市民3,000人、有  
こうかいしゅうすう かいしゅうりつ  
効回収数1,184（回収率39.5%）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000160770.html>

### 3 多文化共生活動に係る活動拠点の機能強化と設置について

#### 【提 言】

3-1: 拠点における相互の連携や各拠点における人材育成などを進めることで拠点の機能強化に努めること

3-2: 既存の拠点のみで活動を行うだけではなく、更なる活動拠点を設け、より広い範囲の対象の方へ取組を広げることが必要である

#### 【現状・課題】

現在、京都市には多文化共生活動を行っている拠点としては、京都市国際交流会館（左京区栗田口鳥居町）や、京都市伏見青少年活動センター（伏見区鷹匠町）、京都市地域・多文化交流ネットワークサロン（南区東九条東岩本町）などがあり、こうした拠点でそれぞれの地域の特色をいかながら多文化に関わる多様な取組を実施している。

しかし、活動拠点は市内にいくつかあるものの、地域に偏りがあり、活動するための拠点が近くにないため活動が十分にできないという意見がある。また、各拠点が十分に機能をしておらず、拠点間の連携も不十分ではないかという指摘もある。

今後地域での活動やNPO法人の活動が更に進むよう小学校・児童館・青少年活動センターなどの施設を有効的に活用した拠点設置が必要である。

一方で、どこでどのような取組がされているかについての情報について、それらを必要としている方へ十分に届いているとは言えない状況もある。そのためにも、情報を集約し現状を把握することが必要である。そうすることで、どの取組とどの取組を連携させることができるのか、また今後どのように発展させることができるのかについて考えることができる。

（公財）京都市国際交流協会をはじめ、各拠点において、多文化共生に係る事業に多くのボランティアが活動している。今後とも登録者数の増加につとめ、活動の充実を図るなどして各拠点の機能の充実を図ることが望まれる。



また、<sup>ようしょうき</sup>幼少期から、<sup>がくせい</sup>学生、<sup>しゃかいじん</sup>社会人まであらゆる層で<sup>そう たぶん かきょうせい</sup>多文化共生に関わる<sup>かか</sup>教育の<sup>きょういく</sup>機会<sup>き</sup>の<sup>かい</sup>拡充が必要である。<sup>かくじゅう</sup>小学校区<sup>ひつよう</sup>単位は<sup>しょうがっこう</sup>地域の<sup>くたんい</sup>問題を<sup>ち</sup>共有<sup>いき</sup>しやすい。<sup>もんだい</sup>必要に応じて、<sup>きょうゆう</sup>地域<sup>ひつよう</sup>の<sup>おう</sup>活動<sup>ち</sup>を<sup>いき</sup>していくことが<sup>のぞ</sup>望まれる。

# Ⅱ 資料

# 1 2014 (平成26) 年度会議について

2014 (平成26) 年度には、「地域に根付いた多文化共生のまちづくり」をテーマに4回の会議を開催しました。会議ごとに各分野の関係者からこれまで関わってきた多文化共生の取組について報告いただき、議論しました。

## 第1回会議

日時：2014 (平成26) 年6月17日 (火)

場所：京都市役所

議題：京都市多文化施策審議会の概要について

「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～改訂版」について

今年度の会議の進め方について

## 第2回会議

日時：2014 (平成26) 年9月9日 (火)

場所：京都市役所

議題：外国籍及び外国に文化的背景をもつ子どもたちへの教育面でのサポートについて

報告：「外国にルーツをもつ子どもたちの受入について」

(担当：京都市教育委員会)

「フィリピンにつながる子どもと親 サポート実践の報告

～京都市でいま、考えたいこと～」

(担当：フィリピン系のこどもたちと学ぶ会)

だい かいかい ぎ  
**第3回会議**

にち じ へいせい ねん がつ にち もく  
日 時：2014（平成26）年11月13日（木）

ば しょ ほんのう じ ぶん か かいかん  
場 所：本能寺文化会館

ぎ だい た ぶん か きょうせい すいしん じんざい いくせい  
議 題：多文化共生を推進する人材の育成について

ほう こく じんざい いくせい じ ぎょう  
報 告：「kokoka ボランティア人材育成事業について」

たんとう こうざい きょう と し こくさいこうりゅうきょうかい  
（担当：（公財）京都市国際交流協会）

た ぶん か きょうせい すいしん せいしやうねん じんざい いくせい  
「多文化共生を推進する青少年の人材育成について」

たんとう きょう と し ふし み せいしやうねんかつどう  
（担当：京都市伏見青少年活動センター）

だい かいかい ぎ  
**第4回会議**

にち じ へいせい ねん がつ にち げつ  
日 時：2015（平成27）年1月26日（月）

ば しょ きょう と し やくしよ  
場 所：京都市役所

ぎ だい へいせい ねん ど ていげん  
議 題：「2014（平成26）年度提言について」

かい ぎ おも い けん ていげん ほんえい のぞ  
**会議での主な意見（提言に反映されたものを除く）**

- 1 がいこくせきし みんとう ぶん か しょうかい にほんご にほんぶんか おし はん  
外国籍市民等に文化紹介などで日本語や日本文化を教えるだけでなく、反  
たい がいこくせきし みんとう ぼこく げんご ぶんか おし そうごこうりゅう  
対に外国籍市民等が母国の言語や文化を教えることができるような、相互交流  
をおこな 機会がもっとあれば良い。  
きかい よ
- 2 しんない じっし がいこくせきし みんとう む ちゅうごく かんこく  
市内で実施されている外国籍市民等向けのイベントについては、中国や韓国  
とう しょうこく かたがた たいしやう おお かん くに かた きやうと  
等アジア諸国の方々を対象としたものが多いと感じる。これらの国の方は京都  
しんない おお す こえ とど きやうと なが す  
市内に多く住んでいるため、声が届きやすいのかもしれない。京都に長く住む  
じん じん にほん はな くにむ とりくみ じゅうじつ  
アメリカ人やヨーロッパ人など日本から離れた国向けの取組についても充実し  
ていただけると、日本の文化や日本人の考え方・価値観についてもっと学ぶこ  
にほん ぶんか にほんじん かんが かた かちかん まな  
とができると思う。  
おも
- 3 こくさいけっこん う こ こそだ さい しょうらい しゅうしょく  
国際結婚により生まれた子どもの子育てをする際に、将来アルバイトや就職  
だんかい にほんこくせき にほんご りゅうちやう がいけん しゅうい りかい  
の段階で日本国籍で日本語が流暢であったとしても、外見により周囲から理解  
え ほんにん ふつごう けねん  
を得られず本人にとって不都合なことがおきることにならないか懸念がある。

## 2 2013 (平成25)年度提言を受けての京都市の取組

昨年度(2013(平成25)年度)の本審議会からの提言を受けて、京都市では下記のとおり既存事業の充実や拡大など、さまざまな取組が進められています。

### 【提言1】地域での多文化共生の促進について

- 1-1: 地域に根差した多文化交流活動拠点を増やし、各交流拠点間における連携をはかりながら、地域主体の多文化共生を推進すること
- 1-2: 行政と民間とが、その長所を生かし補完し合う形で、協働して多文化共生の促進に取り組むこと

### 【2014(平成26)年度の取組】

#### (1) 「地域・多文化交流ネットワーク促進事業」の実施

2011(平成23)年7月に南区東九条に開設した「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」において、多文化共生の推進に関わる団体等の協力により、市民に開かれた講演会や講座等のほか、多文化交流のお祭りや地域の料理教室等の催しなど、地域交流及び多文化交流のネットワーク形成を促進する事業を実施しており、多文化共生に資する団体の登録を進めるとともに、登録団体連絡協議会の開催等による団体間の連携強化を図った。

#### (2) ボランティアによる外国籍市民への日本語学習支援の取組の拡充

本市及び(公財)京都市国際交流協会の支援の下、協会の日本語教室ボランティアの卒業生数名が、2013(平成25)年度4月から市内在住のベトナム人留学生やその家族を対象とした日本語教室を開講。

引き続き、新たな教室開校の支援に向けて、これまで日本語教室を開講した経験のあるボランティア卒業生による報告会や研修会を実施するなど、日本語学習支援に係る人材育成の取組を継続している。

#### (3) kokokaボランティア人材育成事業の実施

2014(平成26)年度からボランティアの人材育成、情報交換、情報共有を目的に韓国と中国をテーマに取り上げ、(公財)京都市国際交流協会が実施した。

【提 言 2】多文化共生と高齢者福祉について

- 2-1: 外国籍市民や、外国に文化的背景を持つ市民の高齢化の状況について、その実態を把握して、課題を検証すること
- 2-2: 地域の外国籍高齢者や外国に文化的背景を持つ高齢者を支える人材の育成と、関係者・団体間のネットワークづくりを行うこと

【2014（平成26）年度の取組】

- (1) 京都市外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク「モア」  
高齢又は障害がある外国籍市民に対する訪問相談及びサービス利用支援を行っている団体に対する助成を通じて、日常生活における問題解決を図っており、引き続き、事業を担う外国人福祉委員の養成に努めるとともに、関係機関との連携強化に努めている。
- (2) 中国帰国者を対象とした高齢者支援施策の実施  
京都市内の中国帰国者やその配偶者を対象として、老後の生活の安定や地域での生き生きとした暮らしの実現に向けた相談支援等を行っている。また、中国帰国者やその家族を対象として、医療機関への通訳派遣等を行う自立支援通訳派遣事業を実施している。
- 2013（平成25）年から新たに開始した介護予防事業を通じて、引き続き高齢者支援の充実を図っている。
- (3) 「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」でのボランティア講座を通じた高齢者を支える人材育成の実施  
2014（平成26）年度は、「高齢者の介助実践」をテーマに3日間に渡り講座を開催し、多文化共生の視点をふまえた人材育成を行った。

【提 言 3】外国籍市民等の子育てに係る支援及びネットワークづくりの促進

- 3-1: 外国籍、あるいは日本人との国際結婚により生まれた子どもをはじめとする、外国に文化的背景を持つ子どもたちの子育てに関わる方々の多文化理解の促進と人材の育成に努めること
- 3-2: 外国籍市民等の子育てに関する情報を、関係機関と連携して、確実に提供できるよう努めること

【2014（平成26）年度の取組】

- (1) 市内保育所における多文化共生保育の実施  
左京区の京都市養正保育所では、多くの外国籍の乳幼児が入所しており、「イツツ・ア・スモールワールド～世界はひとつ 共に育ちあう子どもたち～」という取組を2010（平成22）年度から開始し、様々な国の特徴や文化を紹介し、日本人の子どもと外国籍の子どもが、互いを尊重し相互理解をする機会を持つイベントとして毎年開催している。イベントでは、各国についてのパネル展示・日本文化紹介・それぞれの国の音楽やダンスの紹介などを実施している。

また、南区東九条にある「希望の家カトリック保育園」では多文化共生保育に取り組んでおり、様々な国の方の出身国の文化紹介などをおし、子どもたちが多文化に触れる機会を作っている。

## (2) koko Kids (ココキッズ) の取組

2014 (平成26) 年度から (公財) 京都市国際交流協会が、外国に文化的背景をもつ子ども (6歳～15歳) への学習サポート及びその保護者向け子育てのための日本語コミュニケーション支援に重点をおいた活動を実施している。

## (3) その他多言語での生活情報の提供

### ア 京都市生活ガイドの配布

初めて京都で生活する外国籍市民等が安心して暮らせるよう、医療、行政、災害に関する情報や困ったときの相談窓口などについて図版や地図入りで説明する「京都市生活ガイド」の2014 (平成26) 年度改訂版を4言語 (英語版、中国語版、韓国・朝鮮語版、スペイン語版 (いずれも日本語併記)) で作成し、京都市国際交流会館、各区役所・支所等で無料配布している。

### イ 「京都市母子保健通訳派遣事業」の実施 (保健福祉局)

新生児訪問・乳幼児健診・育児支援家庭訪問・妊婦訪問等において、子育てをしている外国籍市民等が言葉のサポートを必要とする場合に、通訳者 (英語と中国語等) が保健師に同伴しており、急激な利用件数の増加に対応している。

ウ 「入院助産制度」の英語版を必要に応じて各区・支所福祉事務所窓口で配布し、「保育所入所のしおり」「あい・京ぶらざ 市営保育所「地域子育て支援拠点事業」のチラシ」を日本語版・英語版を作成し、就学前子育てをする外国籍の保護者へ周知している。2014 (平成26) 年度は、「子ども・子育て支援新制度 (2015 (平成27) 年4月開始)」に関するパンフレットの多言語での作成 (日本語、英語、中国語) を図るなど、多言語での情報提供に努めている。

4 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数

国籍別 外国籍の住民基本台帳登録者数

2014年(平成26)年12月末現在 単位(人)

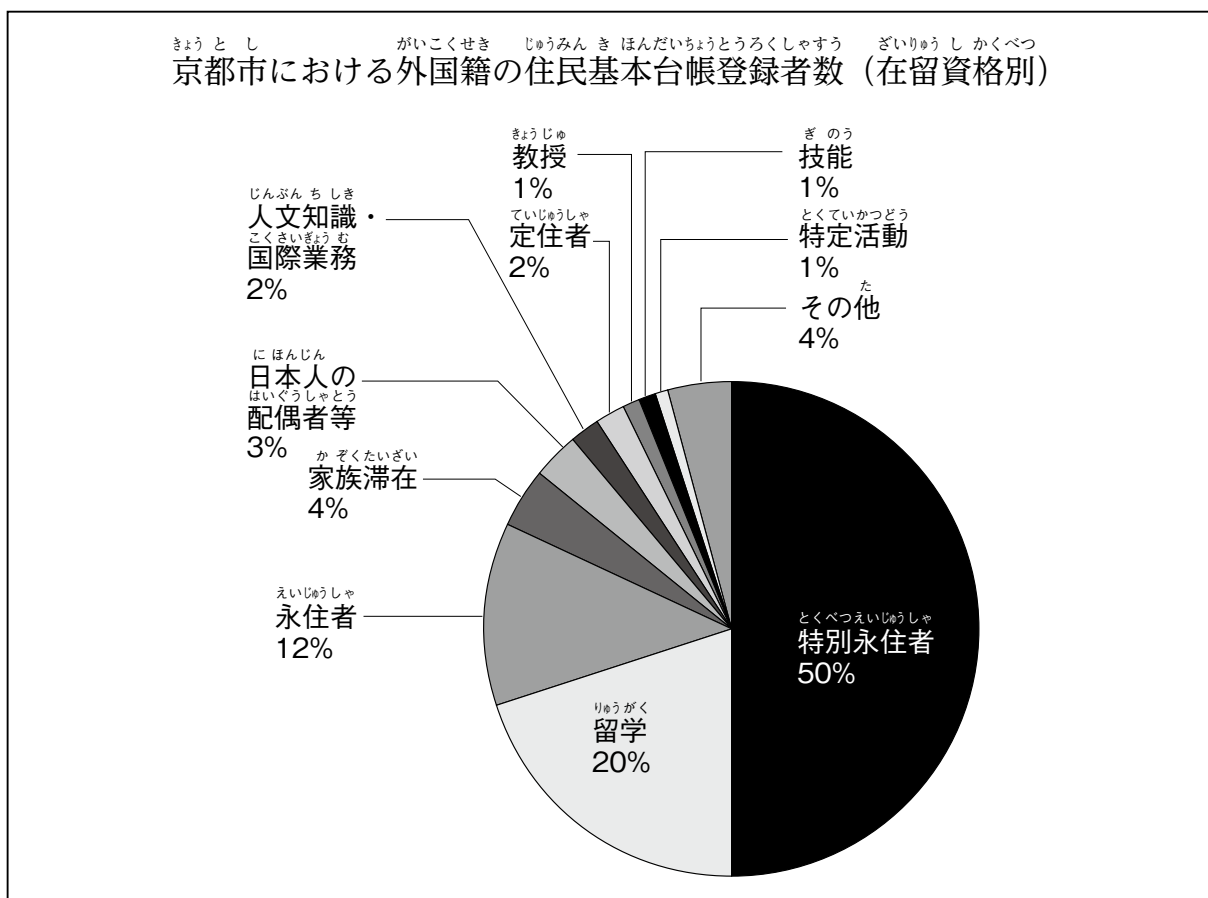
| 国籍(出身地)  | 登録者数   | 国籍(出身地)  | 登録者数 | 国籍(出身地)          | 登録者数   |
|----------|--------|----------|------|------------------|--------|
| 韓国       | 21,139 | デンマーク    | 16   | ブルキナファソ          | 3      |
| 中国       | 9,501  | ウズベキスタン  | 15   | モザンビーク           | 3      |
| 朝鮮       | 1,693  | エチオピア    | 15   | リトアニア            | 3      |
| 米国       | 970    | コロンビア    | 15   | レバノン             | 3      |
| 台湾       | 886    | ケニア      | 14   | アイスランド           | 2      |
| フィリピン    | 880    | コンゴ民主共和国 | 14   | アラブ首長国連邦         | 2      |
| ベトナム     | 598    | ノルウェー    | 14   | オマーン             | 2      |
| フランス     | 412    | サウジアラビア  | 13   | カーボヴェルデ          | 2      |
| タイ       | 402    | ナイジェリア   | 13   | ガボン              | 2      |
| インドネシア   | 397    | チェコ      | 12   | キプロス             | 2      |
| 英国       | 352    | ポルトガル    | 12   | キューバ             | 2      |
| インド      | 237    | アルゼンチン   | 11   | グアテマラ            | 2      |
| ドイツ      | 229    | ギリシャ     | 10   | ジンバブエ            | 2      |
| カナダ      | 217    | シリア      | 10   | トルクメニスタン         | 2      |
| ネパール     | 214    | キルギス     | 9    | パレスチナ            | 2      |
| オーストラリア  | 195    | セルビア     | 8    | ホンジュラス           | 2      |
| ブラジル     | 143    | チリ       | 8    | マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | 2      |
| イタリア     | 134    | リビア      | 8    | マラウイ             | 2      |
| ロシア      | 132    | アゼルバイジャン | 7    | モーリシャス           | 2      |
| マレーシア    | 123    | ウガンダ     | 7    | ラトビア             | 2      |
| エジプト     | 90     | エストニア    | 7    | ルクセンブルク          | 2      |
| スウェーデン   | 83     | ジャマイカ    | 7    | アルバニア            | 1      |
| スペイン     | 75     | スーダン     | 7    | イラク              | 1      |
| ペルー      | 65     | スロバキア    | 7    | ウルグアイ            | 1      |
| バングラデシュ  | 64     | ボリビア     | 7    | カタール             | 1      |
| ミャンマー    | 64     | ラオス      | 7    | ガンビア             | 1      |
| モンゴル     | 58     | トンガ      | 5    | ギニア              | 1      |
| イラン      | 56     | バーレーン    | 5    | クウェート            | 1      |
| ニュージーランド | 56     | ベネズエラ    | 5    | グレナダ             | 1      |
| メキシコ     | 52     | ベラルーシ    | 5    | シエラレオネ           | 1      |
| シンガポール   | 50     | イエメン     | 4    | ジブチ              | 1      |
| トルコ      | 45     | ガーナ      | 4    | セネガル             | 1      |
| フィンランド   | 38     | カザフスタン   | 4    | セルビア・モンテネグロ      | 1      |
| スリランカ    | 36     | グルジア     | 4    | タジキスタン           | 1      |
| オランダ     | 35     | タンザニア    | 4    | ドミニカ共和国          | 1      |
| カンボジア    | 35     | パラグアイ    | 4    | ニジェール            | 1      |
| スイス      | 34     | マダガスカル   | 4    | パプアニューギニア        | 1      |
| ベルギー     | 33     | マリ       | 4    | パラオ              | 1      |
| ポーランド    | 33     | モロッコ     | 4    | 東ティモール           | 1      |
| パキスタン    | 32     | ヨルダン     | 4    | ブータン             | 1      |
| ルーマニア    | 32     | アルジェリア   | 3    | ベナン              | 1      |
| アイルランド   | 28     | アンゴラ     | 3    | モルディブ            | 1      |
| ハンガリー    | 28     | エクアドル    | 3    | モルドバ             | 1      |
| ブルガリア    | 24     | エルサルバドル  | 3    | モンテネグロ           | 1      |
| イスラエル    | 23     | クロアチア    | 3    | リベリア             | 1      |
| ウクライナ    | 22     | スロベニア    | 3    | 無国籍・未確定          | 34     |
| アフガニスタン  | 21     | スワジランド   | 3    | 合計(144箇国・地域)     | 40,565 |
| 南アフリカ共和国 | 18     | チュニジア    | 3    |                  |        |
| オーストリア   | 17     | ニカラグア    | 3    |                  |        |



ざいりゅうし かくべつ がいこくせき じゅうみん きほんだいちょうとうろくしゃすう  
**在留資格別 外国籍の住民基本台帳登録者数**

ねん へいせい ねん がつまつげんざい たん い にん  
 2014年（平成26）年12月末現在 単位（人）

| ざいりゅうし かく<br>在留資格              | にんずう<br>人数 |
|--------------------------------|------------|
| とくべつえいじゅうしゃ<br>特別永住者           | 20,071     |
| りゅうがく<br>留学                    | 8,246      |
| えいじゅうしゃ<br>永住者                 | 4,999      |
| かぞくたいざい<br>家族滞在                | 1,366      |
| にほんじん はいぐうしゃとう<br>日本人の配偶者等     | 1,339      |
| じんぶん ちしき こくさいぎょうむ<br>人文知識・国際業務 | 961        |
| ていじゅうしゃ<br>定住者                 | 686        |
| きょうじゆ<br>教授                    | 542        |
| ぎのう<br>技能                      | 313        |
| とくていかつどう<br>特定活動               | 348        |
| た<br>その他                       | 1,694      |
| そうすう<br>総数                     | 40,565     |



きょうと したぶんか しざくしんぎ かいだい き いんめいぼ  
 京都市多文化施策審議会第3期委員名簿

けいしょうりやく ごじゅうおんじゆん  
 (敬称略・五十音順)

|                  | し めい<br>氏 名       | しよくめい こくせき はいけい くに<br>職名又は 国籍・背景となる国   |
|------------------|-------------------|--|
| 指<br>名<br>委<br>員 | あんどう<br>安藤いづみ     | こうざい きょうと りじ<br>(公財) 京都YWCA理事  |
|                  | にしおかしょう こ<br>西岡正子 | きょうと しだんじよきょうどうさんかく かんちよう<br>京都市男女共同参画センター館長<br>ぶつぎょうだいがくきょういくがく ぶきょうじゆ<br>佛教大学教育学部教授            |
|                  | はまだ まり<br>浜田麻里    | きょうと きょういくだいがくきょうじゆ<br>京都教育大学教授<br>こうざい きょうと しこくさいこうりゆうきょうかいりじ<br>(公財) 京都市国際交流協会理事               |
|                  | みずの あつ お<br>水野篤夫  | こうざい きょうと し<br>(公財) 京都市ユースサービス協会事業部長 (常任理事)  |
|                  | やまうちきよし<br>山内清    | きょうと しこくさいこうりゆうかいかんかんちよう<br>京都市国際交流会館館長<br>こうざい きょうと しこくさいこうりゆうきょうかいせん むりじ<br>(公財) 京都市国際交流協会専務理事 |
| 公<br>募<br>委<br>員 | オダン・シルビー          | [フランス]   |
|                  | きのもと<br>木之本マリル    | [フィリピン]  |
|                  | きんじよん て<br>金正泰    | かん こく<br>[韓 国]   |
|                  | さいりゆうにち<br>蔡龍日    | ちゆう こく<br>[中 国]  |
|                  | タカノ・ヴィオレッタ・ミサキ    | [ブラジル]   |
|                  | つじさ なえ<br>辻早苗     | に ほん<br>[日 本]  |
| みほとしゆき<br>三保俊幸   | に ほん<br>[日 本]     |  |

- 任期は2014 (平成26) 年4月1日から2016 (平成28) 年3月31日  
までの2年間
- 指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱
- 公募委員は市民から公募により選出



附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この規則の公布の日は、平成25年11月15日である。)

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1)～(10)

(関係条例の一部改正)

3, 4 (略)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体(以下「旧附属機関等」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

|   |                                |                                |
|---|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 附則第2項各号(第7号を除く。)に掲げる条例に基づく附属機関 | 別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの |
| 2 | (略)                            | (略)                            |

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

7 (略)

別表(第2条関係)

1 市長の附属機関

| 名 称         | 担任する事務   | 委員の定数 | 委員の任期 |
|-------------|--|-------|-------|
| (略)         | (略)  | (略)   | (略)   |
| 京都市多文化施策懇話会 | 地域における多文化共生(国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。)の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。 | 12人以内 | 2年    |
| (略)         | (略)  | (略)   | (略)   |

2 (略)

きょうと しじょうれいだい 37ごう  
 京都市条例第37号

ふぞくきかん てきせい うんえい ほか かんけいじょうれい せいびとう かん じょうれい しょう  
 附属機関の適正な運営を図るための関係条例の整備等に関する条例 (抄)

ちゅうりやく  
 (中略)

きょうと ししつこうきかん ふぞくきかん せつちとう かん じょうれい いちぶ かいせい  
 (京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

だい 16 条 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市市民憲章推進者表彰審査会の項中「40人」を「15人」に改め、同表京都市市民憲章推進会議の項中「京都市市民憲章推進会議」を「京都市市民憲章推進協議会」に改め、京都市多文化施策懇話会の項中「京都市多文化施策懇話会」を「京都市多文化施策審議会」に改め、同表京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討会の項中「京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討会」を「京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討委員会」に改め、同表京都岡崎の文化的景観保存計画策定委員会及び京都市大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会の項を削り、同表京都市高齢者施策推進協議会の項及び京都市予防接種健康被害調査委員会の項中「3年」を「2年」に改め、同表京都市結核・感染症発生动向調査委員会の項中「30人」を「20人」に改め、同表京都市食品衛生責任者養成講習会選定委員会の項を削り、同表京都市美観風致審議会の項中「22人」を「20人」に改め、同表京都市構造基準適合性調査委員会の項、京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会の項及び京都市都市緑化審議会の項中「3年」を「2年」に改め、同表京都市指定金融機関選定委員会の項を次のように改める。

|   |   |                 |          |
|---|---|-----------------|----------|
| きょうと ししていきんゆう<br>京都市指定金融<br>機関選定委員会     | していきんゆう きかん せんてい かん じごう<br>指定金融機関の選定に関する事項<br>について、市長の諮問に応じ、調<br>査し、及び審議すること。     | にん い ない<br>7人以内 | ねん<br>2年 |
| きょうと しぶんかてき<br>京都市文化的<br>景観保全・活用<br>委員会 | ぶんかてきけい かん ほぞんおよ かつよう かん<br>文化的景観の保存及び活用に関す<br>る事項について、市長の諮問に応<br>じ、調査し、及び審議すること。 | にん い ない<br>6人以内 | ねん<br>2年 |

ふ そく  
 附 則

しこうきじつ  
 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び第16条(京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1京都市食品衛生責任者養成講習会選定委員会の項を削る改正規定に限る。)の規定は、平成27年4月1日から施行する

(この条例の公布の日は、平成27年1月8日である。)

けいさそち  
 (経過措置)

いかりやく  
 (以下略)

きょうと したぶんか しさくしんぎかい きそく  
京都市多文化施策審議会規則

しゆし  
(趣旨)

だい じゅう だいいち 条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市多文化施策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

ざちやう  
(座長)

だい じゅう だいにん 二 条 審議会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

しやうしゅうおよ ぎじ  
(招集及び議事)

だい じゅう だいにん 三 条 審議会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

しよむ  
(庶務)

だい じゅう だいにん 四 条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

ほそく  
(補則)

だい じゅう だいにん 五 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

ふそく  
(附則)

しこうきじつ  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の公布の日は、平成25年11月15日である。)

けいかそち  
(経過措置)

2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の懇話会に相当する合議体の座長である者は、この規則の施行の日に懇話会の座長として定められたものとみなす。

ふそく  
(附則)

しこうきじつ  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の公布の日は、平成27年1月8日である。)

きょうと し たぶんか し さくしん ぎ かい  
京都市多文化施策審議会  
2014 (平成26) 年度報告書

2015 (平成27) 年3月発行

きょうと し たぶんか し さくしん ぎ かい  
京都市多文化施策審議会

じ む きょく きょうと し そうごう き かくきょくこくさい か すいしんしつ  
事務局：京都市総合企画局国際化推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488番地

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp